平成２２年（再イ）第４９号

鹿児島市持木町144番地　（認可決定時の住所）鹿児島市吉野町8649番地18

再生債務者　山口　隆志

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成23年２月17日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成30年１月15日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２７年（再イ）第２１３号

山口県周南市新地２丁目９番28号　レオパレス新南陽青柳203号

再生債務者　上野千加子（旧姓冨田）

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成27年12月４日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成30年１月10日

福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第５８号

埼玉県草加市谷塚上町363番地３　エトワール202号

再生債務者　松　　伴和

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年１月15日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２１号

さいたま市北区本郷町1027番地１本郷の杜ブラン307

再生債務者　深山　正康

1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年２月２日まで

4　一般異議申述期間　平成30年２月16日から平成30年２月23日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第６０号

大阪市都島区大東町２丁目10番25号

再生債務者　平井　忠司

1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年２月９日まで

4　一般異議申述期間　平成30年２月13日から平成30年２月26日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第４号

岐阜県本巣市屋井940番地５

再生債務者　前川　　浩

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年12月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年２月５日まで

平成30年１月15日　　岐阜地方裁判所

平成２９年（再ロ）第５５号

大阪市淀川区十八条１丁目８番42―13号

再生債務者　芝崎　友彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年12月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年２月９日まで

平成30年１月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１２号

京都市東山区花見小路通古門前上る巽町430番地　市営住宅11棟803号

再生債務者　佐藤　直弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年２月15日まで

平成30年１月15日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第５号

さいたま市北区吉野町２丁目215番地32

再生債務者　出町　和佳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月15日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１号

山口県防府市大字西浦689番地の２　メゾンドモンターニュ203号室

再生債務者　伊勢本彩那

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月15日　　山口地方裁判所

平成２９年（再ロ）第５３号

大阪府八尾市本町７丁目９番18―501号

再生債務者　桑野　秀明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１０００２号

栃木県鹿沼市東町３丁目６番23号

再生債務者　千葉　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月12日

宇都宮地方裁判所第１民事部

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成三十年二月二十六日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の一承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成三十年一月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成三十年一月二十三日

千葉県浦安市美浜二丁目九番二号

（甲）株式会社シー・ヴイ・エス・ベイエリア　代表取締役　上山　富彦

千葉県習志野市津田沼三丁目二二番二〇号

（乙）株式会社イトウダオ　代表取締役　伊藤　タダオ　亘男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年二月二十七日

掲載貢　六十三頁（号外第三十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年二月二十七日

掲載貢　六十二頁（号外第三十八号）

平成三十年一月二十三日

東京都調布市仙川町二丁目五番地七

（甲）キユーピータマゴ株式会社　代表取締役　タマゴ本　正

東京都調布市仙川町二丁目五番地七

（乙）株式会社カナエフーズ　代表取締役　三浦　重之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年二月二十八日

掲載貢　一七五頁（号外第三八四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月四日

掲載貢　一一三頁（号外第一号）

平成三十年一月二十三日

東京都目黒区青葉台一丁目一九番三号一一Ｆ

（甲）株式会社ＴＭＴジャパン　代表取締役　谷野　勝

東京都渋谷区神宮前二丁目三三番一二一二号

（乙）株式会社ＴＭＴクラシック　代表取締役　谷野　勝